建設業者の許可の取消し.....

県東

右

県営土地改良事業計画の決定...... 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....

(医療薬務課)

名 称

又

は 氏

名

所

在

地

又 は 住

所

廃止年月日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

(農村整備課) ...

 $\equiv$ 

同 )

:

껃

渋谷胃腸科内科医院 ふじの調剤薬局 野呂医院

弘前市大字藤野二丁目六の一 むつ市新町一〇の四〇 八戸市新井田西二丁目七の八

つがる市木造大湯町清水二〇

Ψ

成员二

右 右

出

先 機 関

第三千六百九十二号

日

平成二十五年 五月十七日

誤

漁船保険付保義務の発生...... 機関の名称変更の届出..... 二級建築士試験及び木造建築士試験の事務を行う指定試験 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定...... 介護保険法による居宅サービス事業者の指定..... の支援に関する法律による医療機関の指定..... 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出..... 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 告 目 公 示 次 (建築住宅課) 県下 保高 政健 民地域( 険福 策 策 福 同 同 課祉 : : :

平成二十一年十月七日定例出先機関中. 正

成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法 青森県告示第四百十三号 (昭和二十五年法律第百四十四号。 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平 以下「例による生活保護法」という。) 第五十条 示

生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年五月十七日

の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による

民地局( : : 껃 끄디 껃 山中内科医院 アポテック内丸調剤薬局 高橋医院 村田内科

県西 民地 同 局域 :

県東

同

換

地 処

分

土地改良区の役員の就任及び退任

:

Ħ.

青森県告示第四百十四号

医療法人健仁会柏葉医院

上北郡七戸町字笊田川久保八七の二

八戸市内丸三丁目五の三七の一

号

臺

<u>-</u>

八戸市大字番町四〇

八戸市小中野五丁目一四の六

: :

土地改良区の役員の就任

右

土地改良区の役員の就任及び退任..... 同.....

県上

県上 民地

ので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 第四十九成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平

#### 平成二十五年五月十七日

青森県知事
Ξ
村
申
吾

"	弘前市大字豊原一丁目五の二九	クオール薬局弘前豊原店
三芸・四・一	八戸市柏崎三丁目七の一七	アポテック柏崎店
三 三 三 一	八戸市内丸三丁目五の三七の一号	アポテック内丸店
三 三 一	八戸市大字番町四〇	高橋医院
三葉・一三三	八戸市新井田西二丁目七の八	村田内科
平成云:二	弘前市大字藤野二丁目六の一	ふじの調剤薬局
指定年月日	所在地又は住所	名称又は氏名

#### 青森県告示第四百十五号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定にのとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により、次介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

#### 平成二十五年五月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

ロンティア ディカルフ 字下!	氏 名 所在 主た	指定居宅サービ
樋田一の四市大字八幡	地又は住所の	ビス事業者
訪問 介護	類 b の 和	ご居 ス宅 Dサー
やテー わショ ンコ ンス	名称	事居宅サーご
ツ三木八一の字戸	所	ぜ 業ス
六下市 一共田大 号栄面字	在	事業を行
八木田 イー面	地	所う
臺• ♣ 宍	年月日	指 定

#### 青森県告示第四百十六号

の規定により公示する。のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号へ介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次

#### 平成二十五年五月十七日

# 青森県知事 三 村

申

吾

ロディ ア ア ア ア ア ア ア	氏名 称 又 名は	事指定介護
字下樋田一の四八戸市大字八幡	所在地又は住所主たる事務所の	業 ・
訪問 問介 護 防	の <sup>†</sup> 種類 類し	ナ介 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (
やテー わション ンコス	名称	行護予防サ
ツ三木八 一の字戸 六下市	所	事し
六下市 一共田大 号栄面字 八木田	在	業事業
イー面	地	所を
<b>三平</b> ・成 ・ 六	年月日	指 定

## 青森県告示第四百十七号

十条の六第三項の規定により公示する。り名称の変更の届出があったので、同法第十五条の六第三項において準用する同法第の事務を行わせる者として指定した財団法人建築技術教育普及センターから次のとお法第十条の六第二項の規定により、二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関す建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条の六第三項において準用する同

#### 平成二十五年五月十七日

青教県知事	
Ξ	
杠	t
¢	1
丰	

ター 財団法人建筑	変
· 技術教育	更
八建築技術教育普及セン	前
センター 公益財団法人	变
人建築技	更
人建築技術教育普及	後
三平 ・成 呼	年変 月更 日の

#### 青森県告示第四百十八号

よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定に

項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により 公示する。

平成二十五年五月十七日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

兀

下北郡東通村大字小田野沢字南通四一 川 端 幸		下北郡東通村大字小田野沢字畑浦二一 川 村 敏	下北郡東通村大字白糠字赤平三一八 沢田 吉	下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三の二 伊勢田 啓	下北郡東通村大字白糠字浜通四〇 伊勢田 腎	発起人の住所及び氏名
幸三郎	忠	博	百司	合吉	賢 太 郎	
		小田野沢			白糠	加入区の名称

## 公

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成二十五年五月十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

特定役務の名称及び数量

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(

青森県広域災害・救急医療情報システム役務提供 式

青森県健康福祉部医療薬務課

青森市長島一丁目一の

契約の方法

Ξ

随意契約

契約の相手方を決定した日

平成二十五年三月二十八日

契約の相手方の名称及び住所

五

六

東京都江東区豊洲三丁目三の三 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

契約金額

三千三百二十三万五千四百四十円。ただし、回線使用料は、利用実績による。

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

県営土地改良事業計画の決定

めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。 田辰ノ口地区の県営土地改良事業 (ため池等整備事業 (用排水施設整備)) 計画を定 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、切

平成二十五年五月十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

平成二十五年五月二十日から同年六月十四日まで

Ξ 縦覧の場所

十和田市役所

県営土地改良事業計画の決定

ので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。 川原地区の県営土地改良事業 (ため池等整備事業 (用排水施設整備)) 計画を定めた 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、南

平成二十五年五月十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

平成二十五年五月二十日から同年六月十四日まで

縦覧の場所

十和田市役所

報

建設業者の許可の取消し

県

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月十七日

青

森

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 木浪建築

氏名 木浪 和英

Ξ 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字上蟹田五八の一九

兀 取消年月日 許可番号 青森県知事許可 (般 平成二十五年四月二十五日 二三) 第一五六六九号

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七

取消しの原因となった事実

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十五年二月十七日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十五年五月十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 株式会社リーク

代表者の氏名 森田 健夫

Ξ 主たる営業所の所在地 青森市中央二丁目四の六

許可番号 青森県知事許可 (般 二〇)第一〇〇一九五号

兀

六 五 取消年月日 平成二十五年四月二十五日

取消しに係る建設業の許可

大工、屋根、タイル・れんが・ブロツク、鋼構造物、内装仕上工事業に係る一般

七

建設業の許可 取消しの原因となった事実 平成二十五年四月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

IJ

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成二十五年五月十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 白取工務店

Ξ  $\equiv$ 氏名 白取 清城 主たる営業所の所在地

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 二二) 第二九二四号 西津軽郡鰺ケ沢町大字新町二八

取消年月日 平成二十五年四月二十五日

六 五 取消しに係る建設業の許可

土木、 建築、とび・土工、 、 ほ 装、 しゆんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業

の許可

区役員

理

事

森

清秀

の二東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干一六東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干一六

小鹿

正博

11

大字長科字浦田一二の一 大字中沢字浪返七六

坂 本

宏孝

小松

国光

11

五六

11

の 六

森

の " 四

大字阿弥陀川字汐干七七

11 11 11

三上永久男 弘美

"

11

吉崎

治八

//

大字蓬田字汐越一三の五

大宮 高田

正志

"

大字郷沢字浜田一四

— 四

の

" 11 11

坂本 佐藤

"

11

淳一 信義 信彦

大字阿弥陀川字汐干五三

大字中沢字浪返一五の一 大字長科字浦田二六の二

//

監

事

昭栄

" **の** "

木村 坂本

修

大字蓬田字汐越三一の二 大字長科字川瀬三五の四

七 このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 取消しの原因となった事実 平成二十五年三月七日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

理

事

森

清秀

<u>ტ</u> "

//

11

六

<u>=</u>

斝一○退任

大字中沢字浪返七六

字池田

"

森

秀夫

"

大字阿弥陀川字汐干五八

の "

#### 出 先 機

関

## 土地改良区の役員の就任及び退任

田村土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、 七項の規定により公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、蓬 同条第十

平成二十五年五月十七日

東青也或県民司長 比 Ц 力

別の	
氏	
名	
住	
-	<b>東</b> 青州坂県 巨居長
所	4
 の就	Ц
の 年 月 日就任及び退任	I;
日任	Ξ

<b>"</b>
**************************************
木村
{
} 修
} "
<b>* "</b>
<b>}</b>   "

3

で、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。 文ほか五人から、二股地区の土地改良事業に係る換地処分をした旨の届出があったの 五十四条第三項の規定により、東津軽郡今別町二股地区土地改良事業共同施行田子博 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条において準用する同法第

平成二十五年五月十七日

東青地域県民局長 北 Щ 功

Ξ

土地改良区の役員の就任

規定により公告する。 前北部土地改良区から、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、弘 次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の

平成二十五年五月十七日

Ξ

監

坂本

信義 昭栄 正博 信彦

大字中沢字浪返一五の一

字川瀬三五の四

\_ の \_

11 "

11

小鹿 坂 本

佐藤

大字長科字浦田二六の二

小松

国光

の " 六

吉崎

治八

"

//

大字蓬田字汐越一三の五

三上永久男

弘美

11

大字阿弥陀川字汐干七七

11

11 11

11

五六

"

の四

高田 若佐 坂本

栄

11

大字郷沢字浜田一四

11 11

兀

の

"

秀雄 宏孝

正志

亖平 •成 □ 換 地処 分

中南地域県民局長
高
原
至
智

監	"	理	区役
事		事	別の
駒井	棟方繁	小山内	氏
進	繁	壽昭	名
"	"	弘前市	<i>1</i> ÷
"	大字糠	弘前市大字高杉字阿部野三五〇の	住
字矢	坪字桜	杉字阿	
字矢作五八の	山 —	部野三	
О	大字糠坪字桜山一一九の四	五〇の	所
		_	171
		平成	就任
"	"	三	年
		<u>.</u>	月日

監

事

坂下 澤谷

勝美 政夫 和恵 岩男

字川尻四〇の一 字中畑四一の一 字川尻三七の一 字大豆田五五の二

澤谷 菊池

理

事

菊池

秀廣 **國** 廣 幸 雄 松 清大 助

字中畑六二の三

" //

白濱

字家ノ前川目三三の三二

二八の二

<u>=</u> //

ᄪ

八退任

字中畑四七の二

// 11 11 // 11

字大豆田九七の四

土地改良区の役員の就任

瀬堰土地改良区から、 定により公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、長 次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規

平成二十五年五月十七日

中南地域県民局長 高 原 至 智

理事	区役員の
吉崎	氏
金男	名
弘前市大字外瀬一丁目七の二	住
	所
平成宝• 亭 岩	就任の年月日

土地改良区の役員の就任及び退任

七項の規定により公告する。 豆田土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、大

発行年月日

X 分

ペー ジ

段

行

誤

正

上 北 地

域

県

民 局

平成二十五年五月十七日

上北地域県民局長

Ξ

上

俊

第三一四五号

出先機関

上

表中

大沢

弘悦

大澤

弘悦

沢谷

秀廣

沢谷

秀廣

菊池

國廣

菊池

國廣

"	"	理	区役		
		事	員別の		
鳥山	沢谷	菊池	氏		
義広	秀廣	<b>國</b> 廣	名		
"	"	上业			
"	"	上北郡横浜町字家	住		
字有	字中	可字家.			
畑五三	字中畑六二の三	ノ前川目二八の二一	所		
"	"	亖平 ·成	の就年代		
		· 就	月辺		
		任	日崔		

"	"	監	"	"	"	"	"
		事					
演谷	澤谷	菊池	太田	大澤	澤谷	鳥山	坂 下
和恵	松大	清助	岩男	弘 悦	政夫	義広	勝美
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
字川尻三七の一	字中畑四七の二	″ 九七の四	字大豆田五五の二	字茅平五六の五	字中畑四一の一二	字有畑五三	字川尻四〇の一
"	"	"	"	"	"	"	"
	濱谷 和恵 " 字川尻三七の一	演谷 和恵 " 字川尻三七の一 字中畑四七の二	演谷 和恵   " 字川尻三七の一	演谷 和恵 " 字川尻三七の一   事 菊池 清助 " 字中畑四七の二   太田 岩男 " 字大豆田五五の二	演谷 和恵 " 字川尻三七の一   事 菊池 清助 " 字中畑四七の二   深谷 松大 " 字大豆田五五の二   大澤 弘悦 " 字茅平五六の五	演谷 和恵   " " 字川尻三七の一     事 菊池 清助   " " 字・畑四七の二     太田 岩男   " " 字・中畑四七の二     プラウス 日本   " " 字・畑四一の一二	演谷 和恵   " 字川尻三七の一     事 菊池 清助   " "字中畑四七の二     大澤 弘悦   " "字中畑四七の二     深谷 松大   " "字中畑四七の二     第四   第二     第四   第二 <tr< th=""></tr<>

森自	- -
木奥印刷株	
定価小口一枚二付十五円一	毎週月・水・金曜日発行

銭

浜谷

和恵

演谷

和恵

沢谷

松大

澤谷

松大